

## 社会福祉法人福文会 役員の報酬に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人福文会（以下「この法人」という。）の定款第二十一条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第一六条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。

### (役員の報酬等)

第3条 役員の報酬は無報酬とする。

### (公表)

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

### (細則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に細則で定めるものとする。

### 附則

この規程は平成29年6月14日から施行する。